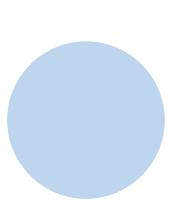
# 第4章 介護保険事業の展開

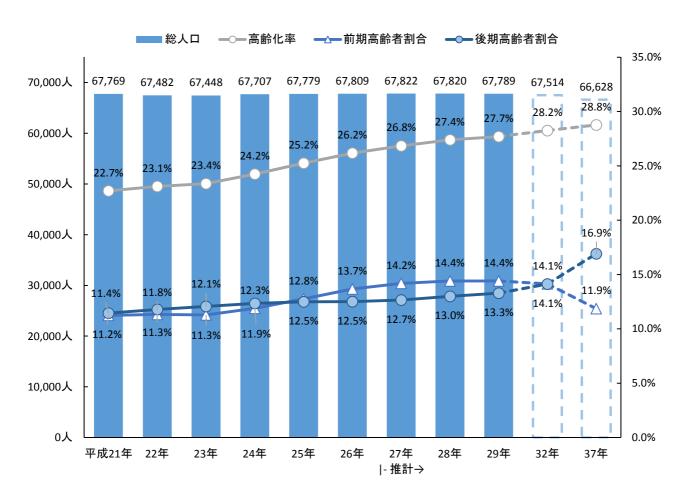


# 1. 介護保険事業の概要

## (1) 平成37年(2025年)の総計市の姿

本市の総人口は、平成 37 年には 66,628 人と想定され、平成 26 年の総人口(67,809 人)と比較すると 1.7%減少する見込みです。

一方,高齢化率は一貫して上昇を続け,平成37年には28.8%となる 見込みです。前期高齢者(65~74歳)の割合は平成29年まで緩やか に上昇するものの,その後下降に転じます。後期高齢者(75歳以上)の 割合は上昇を続け、平成37年には16.9%となる見込みです。



図表 21 総人口・高齢化率等の推計

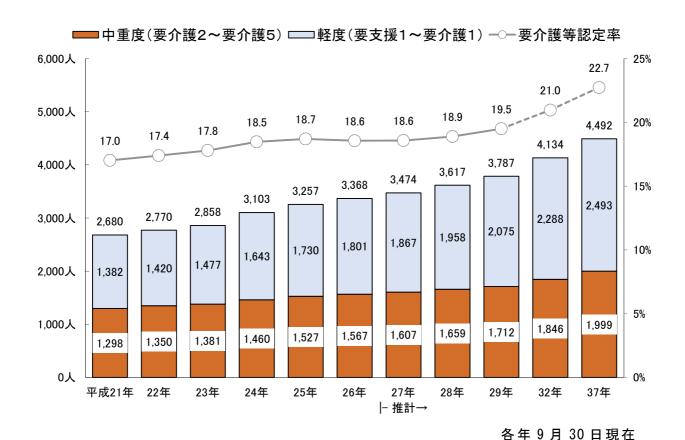
各年9月30日現在

資料:実績及び介護保険事業計画ワークシート結果を基にグラフを作成

平成37年には、介護を要する高齢者は4,492人となり、平成26年の要介護等認定者数(3,368人)と比較して33.4%増加することが予測されます。

介護度の中重度・軽度別に比較すると、平成 26 年から 37 年への増加率は、中重度者が 27.6%、軽度者が 38.4%と、軽度者の方が大幅に増加する見込みです。

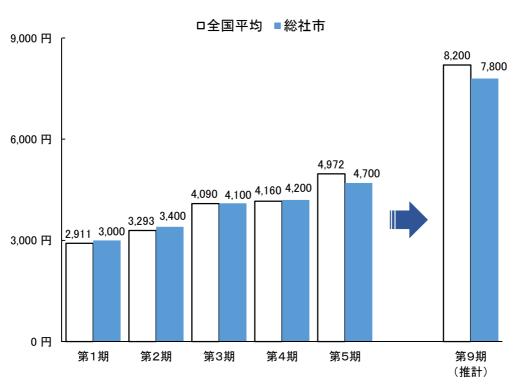
図表 22 要介護等認定者数の推計



資料:実績及び介護保険事業計画ワークシート結果を基にグラフを作成

65歳以上の介護保険料(第1号保険料)は,3年を1期とする介護保険事業計画期間中のサービス(給付費)の利用見込量に応じたものとなります。全国平均の介護保険料基準額(月額)は,第1期の2,911円から第5期には4,972円と約1.71倍になり,第9期期間中である平成37年には,8,200円程度に上昇すると見込まれます。

本市においても, 第 1 期の 3,000 円から第 5 期には 4,700 円と約 1.57 倍になっており, 第 9 期には 7,800 円程度に上昇すると見込まれます。



図表 23 介護保険料基準額(月額)の推計

資料:実績及び介護保険事業計画ワークシート結果を基にグラフを作成

#### (2)介護保険制度改正の主な内容

平成 26 年 6 月 18 日に、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立、平成 27 年度からは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするための「地域包括ケアシステムの構築」と、保険料上昇を可能な限り抑えつつ制度の持続可能性を高めるための「費用負担の公平化」を柱とした介護保険制度が施行されることとなりました。

本市においても、下記のとおり、必要な準備を進めてまいります。

#### 【地域包括ケアシステムの構築】 ※《 》内は本市における開始時期

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実
  - ・ 在宅医療・介護連携の推進 …………… 《平成 28 年 4 月》
  - 認知症施策の推進 ………………… 《平成 27 年 4 月》
  - 地域ケア会議の推進 ……………… 《平成 27 年 4 月》
  - 生活支援サービスの充実・強化 ………… 《平成 27 年 4 月》
- 予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援 事業に移行し多様化 ………………… 《平成 29 年 4 月》
- 特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護 3 以上に限定 …………………… 《平成 27 年 4 月》

#### 【費用負担の公平化】 ※《 》内は本市における開始時期

- 〇 世帯非課税低所得者の保険料軽減割合を拡大 …《平成27年4月》
- 一定以上の所得のある第 1 号被保険者の利用者負担を 1 割から 2割に引き上げ、及び高額介護サービス費の上限額の引き上げ
  - …………………… 《平成 27 年 8 月》
- 低所得の施設利用者の食費・居住費を軽減する「補足給付」の 要件に資産基準などを追加 …………… 《平成 27 年 8 月》

# 2. 日常生活圏域と基盤整備

#### (1)日常生活圏域の設定

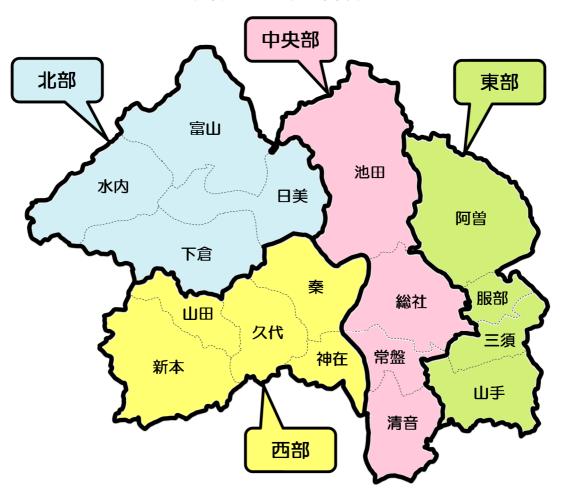
日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が継続できるようにするため、身近な日常生活の区域ごとのサービス提供と、地域間の均衡のとれた基盤整備を行うために設けています。日常生活圏域の設定にあたっては、第5期計画の設定を引き継ぎ「中央部」「東部」「西部」「北部」の4つの圏域を定め、この圏域の中でサービス供給のバランスをとりつつ利用者の利便性を高めていきます。

図表 24 圏域ごとの人口, 高齢化率, 要介護等認定者数の状況

圏域	人 <sub>口</sub> (人)	高齢化率 (%)	要介護等認定者数 (人)
中央部	41, 256	23.3	1,696
東部	12, 926	28.6	704
西 部	10, 177	28.9	592
北部	3, 450	43.4	352
計	67, 809	26. 2	3, 344

平成 26 年 9 月 30 日現在

図表 25 日常生活圏域



図表 26 地域包括支援センター

<u>巻</u>	域	名称	担当地区
	+ ±7	総社市中央部北地域包括支援センター	総社 池田
中 ±	央 部	総社市中央部南地域包括支援センター	常盤 清音
<u>+</u>	<b>†</b> 0	総社市東部南地域包括支援センター	三須 山手
東	部	総社市東部北地域包括支援センター	服部 阿曽
西	部	総社市西部地域包括支援センター	秦 神在 久代 山田 新本
北	部	総社市北部地域包括支援センター	日美 下倉水内 富山

## (2)日常生活圏域ごとに提供するサービス

市民が安心してサービスを受けるためには、日常生活圏域ごとにバランスのとれたサービスを提供する必要があります。

日常生活圏域ごとの特徴や状況を勘案し、地域密着型サービスについては、下記のとおりの方針とします。

#### ① 定期巡回•随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を問わず、訪問介護と訪問看護を一体的に、又は密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

今後益々の増加が予測される高齢者のみの世帯や、ひとり暮らし 高齢者に安心感を与え、介護する家族の負担軽減にも寄与するもの と期待されますが、そのサービス特性から、都市部向けとも解され るため、地域の実情を鑑み、本計画期間中の整備は見送ります。

#### ② 夜間対応型訪問介護

夜間にヘルパーが定期的に巡回したり、連絡のあった家庭を訪問 したりして介護を行うサービスです。

1事業所あたり300人程度の利用者を想定したサービスですが、本市における現時点での夜間・早朝の訪問介護利用実績は、その水準に至っていないため、本計画期間中の整備は見送り、既存の訪問介護事業所等で対応することとします。

#### ③ 介護予防認知症対応型通所介護/認知症対応型通所介護

認知症高齢者の方が事業所に通い、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

本市の現状を勘案し、本計画期間中の整備は見送りますが、認知 症高齢者の在宅生活を支えるためのサービスであるため、ニーズを 注視してまいります。 ④ 介護予防小規模多機能型居宅介護/小規模多機能型居宅介護 通い(デイサービス)を中心として,利用者の心身の状況,環境, 希望に応じて,訪問(ホームヘルプサービス)や泊まり(ショートステイ)などのサービスを組み合わせ,居宅や事業所において,入浴,排せつ,食事などの介護,その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

現在,市内に4事業所が整備されていますが,本計画期間中,新たに1事業所を整備します。

#### ⑤ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで,通 所・訪問・短期間の宿泊で,介護や医療・看護のケアを複合的に行 うサービスです。

医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図るため、本計画期間中に 1 事業所を整備します。

⑥ 介護予防認知症対応型共同生活介護/認知症対応型共同生活介護 認知症高齢者の方が、家庭的な雰囲気の中で、少人数で共同生活 を送りながら、介護を受けるサービスです。(グループホーム) 認知症高齢者の増加に対応するため、本計画期間中に 2 ユニット (18 人分)を整備します。

図表 27 介護予防認知症対応型共同生活介護/認知症対応型共同生活介護の整備計画 (ユニット)

				第6期計	十画期間		
圏域	平成 26 年度 (現在値)	平成 2	7 年度	平成 2	8 年度	平成 2	9 年度
	( 90 12 112 )	増分	計	増分	計	増分	計
中 央 部	9	0	9				
東部	6	0	6	2	21	0	21
西 部	2	0	2	2	21	U	21
北 部	2	0	2				
計	19	0	19	2	21	0	21

#### ⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員が29人以下の介護専用型特定施設(有料老人ホームやケアハウスなど)に入居しながら,入浴や排せつ,食事などの介護,その他日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。

現在、市民の施設入居待機者はいないため、本計画期間中の整備は見送ります。

図表 28 地域密着型特定施設入居者生活介護の整備計画

(床)

	_ 5	第 6 期計画期間					
圏域	平成 26 年度 (現在値)	平成 2	7 年度	平成 2	8 年度	平成 2	9 年度
	(死亡)	増分	計	増分	計	増分	計
中央部	0	0	0	0	0	0	0
東部	0	0	0	0	0	0	0
西 部	0	0	0	0	0	0	0
北部	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

#### ⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームにおいて, 日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。

介護老人福祉施設への入所待機者の状況を勘案し、平成 28 年度・29 年度に、それぞれ 29 床の整備を行います。

図表 29 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備計画

(床)

# # 06			第 6 期計画期間					
圏域	平成 26 年度 (現在値)	平成 2	7 年度	平成 2	8 年度	平成 2	9 年度	
	· > = i= /	増分	計	増分	計	増分	計	
中 央 部	0	0	0					
東部	0	0	0	29	29	29	58	
西 部	0	0	0	29	29	29	56	
北部	0	0	0					
計	0	0	0	29	29	29	58	

## (3) 広域型のサービス

広域型施設については、県南西部及び本市における施設整備率等を勘 案し、本計画期間中の整備は見送ります。

図表 30 広域型サービスの整備計画

(床)

		第 6 期計画期間						
施設種別	平成 26 年度 (現在値)	平成 2	7 年度	平成 2	8 年度	平成 29 年度		
	( )	増分	計	増分	計	増分	計	
介護老人福祉施設	370	0	370	0	370	0	370	
介護老人保健施設	182	0	182	0	182	0	182	
介護療養型医療施設	10	0	10	0	10	0	10	
特定施設入居者 生活介護施設	80	0	80	0	80	0	80	

第4章に記載の地域密着型サービス施設の整備については,

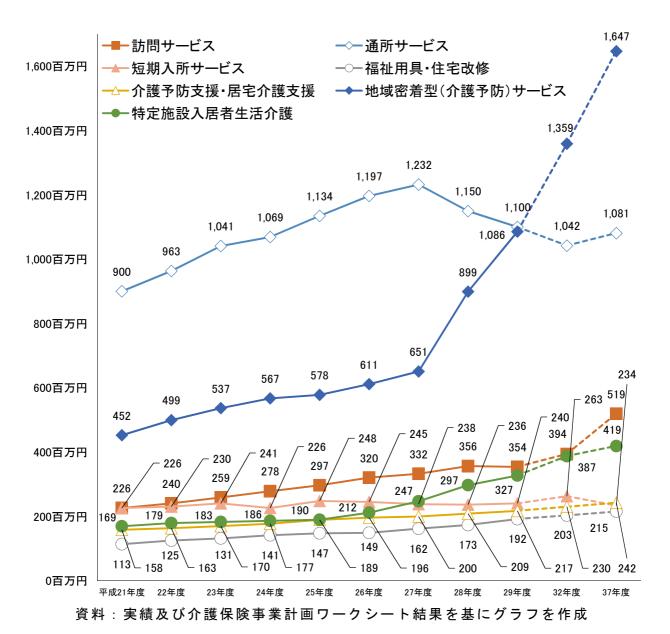
一般公募により公正に事業者の選定を行います。

# 3. 介護サービス給付費の見込み

## (1) 居宅サービス・介護予防サービス

「居宅サービス」と「介護予防サービス」について,第5期計画以前のサービス給付の状況と今後の認定者数の推計を基に,サービス利用者数及び給付費を推計しました。

図表 31 居宅サービス・介護予防サービス給付費の推計



図表 32 訪問サービス

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問介護	(予防給付)	給付費(千円)	57,924	58,972	31,176
		人数(人)	254	257	135
	(介護給付)	給付費(千円)	125,989	130,975	136,353
		回数(回)	4,221.7	4,405.7	4,594.1
		人数(人)	257	262	266
訪問入浴介護	(予防給付)	給付費(千円)	296	247	0
		回数(回)	3.1	2.6	0.0
		人数(人)	1	1	0
	(介護給付)	給付費(千円)	20,101	23,718	29,462
		回数(回)	147.2	173.4	214.0
		人数(人)	23	24	25
訪問看護	(予防給付)	給付費(千円)	17,871	18,604	20,451
		回数(回)	492.5	513.6	564.9
		人数(人)	54	58	67
	(介護給付)	給付費(千円)	70,964	75,819	77,996
		回数(回)	1,395.7	1,515.3	1,573.2
		人数(人)	119	118	112
訪問リハビリテーション	(予防給付)	給付費(千円)	2,039	2,860	3,827
		回数(回)	67.4	94.4	126.2
		人数(人)	7	9	12
	(介護給付)	給付費(千円)	2,725	2,848	3,155
		回数(回)	84.0	88.0	97.5
		人数(人)	14	18	22
居宅療養管理指導	(予防給付)	給付費(千円)	4,960	7,497	8,984
		人数(人)	41	62	74
	(介護給付)	給付費(千円)	29,460	34,733	42,736
		人数(人)	262	310	382

<sup>※</sup> 給付費は年額, 回数・人数は月間の数値(以下同じ)

図表 33 通所サービス

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
通所介護	(予防給付)	給付費(千円)	191,888	206,089	111,940
		人数(人)	493	521	280
	(介護給付)	給付費(千円)	726,703	624,285	645,519
		回数(回)	7,724.6	6,703.0	6,976.7
		人数(人)	663	579	612
通所リハビリテーション	(予防給付)	給付費(千円)	96,088	100,561	100,523
		人数(人)	194	200	198
	(介護給付)	給付費(千円)	217,618	218,706	242,146
		回数(回)	2,111.4	2,197.9	2,435.1
		人数(人)	222	237	271

図表 34 短期入所サービス

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
短期入所生活介護	(予防給付)	給付費(千円)	1,448	1,528	805
		日数(日)	19.4	20.5	10.8
		人数(人)	4	5	3
	(介護給付)	給付費(千円)	220,606	223,254	227,887
		日数(日)	2,368.0	2,425.1	2,499.8
		人数(人)	219	233	252
短期入所療養介護(老健)	介護(老健) (予防給付)	給付費(千円)	0	0	0
		日数(日)	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0
	(介護給付)	給付費(千円)	11,860	7,397	7,912
		日数(日)	102.9	72.1	76.0
		人数(人)	23	26	31
短期入所療養介護(病院等)	(予防給付)	給付費(千円)	0	0	0
		日数(日)	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0
	(介護給付)	給付費(千円)	4,178	4,243	3,821
		日数(日)	45.2	46.4	42.5
		人数(人)	7	9	10

<sup>※</sup> 日数は月間の数値

図表 35 福祉用具・住宅改修

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉用具貸与	(予防給付)	給付費(千円)	29,668	33,411	37,559
		人数(人)	421	473	532
	(介護給付)	給付費(千円)	96,735	100,375	106,657
		人数(人)	647	694	750
特定福祉用具販売	(予防給付)	給付費(千円)	2,820	3,042	3,174
		人数(人)	16	17	17
	(介護給付)	給付費(千円)	4,260	5,182	6,383
		人数(人)	17	18	21
住宅改修	(予防給付)	給付費(千円)	17,962	20,781	26,358
		人数(人)	20	24	31
	(介護給付)	給付費(千円)	10,334	10,480	11,570
		人数(人)	15	20	23

図表 36 特定施設入居者生活介護

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定施設入居者生活介護	(予防給付)	給付費(千円)	22,986	24,770	28,035
		人数(人)	20	23	27
	(介護給付)	給付費(千円)	223,983	272,270	299,095
		人数(人)	97	118	132

図表 37 介護予防支援・居宅介護支援

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防支援・居宅介護支援	介護予防支援	給付費(千円)	49,873	51,972	56,327
		人数(人)	1,000	1,044	1,132
		給付費(千円)	149,966	156,672	160,816
		人数(人)	1,001	1,053	1,081

## (2)介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援認定者、基本チェックリストで把握した事業対象者、一般高齢者を対象に、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、一般介護予防事業など、それぞれのニーズに合った多様なサービスを一体的に提供するものです。

本市では、平成29年4月から実施します。

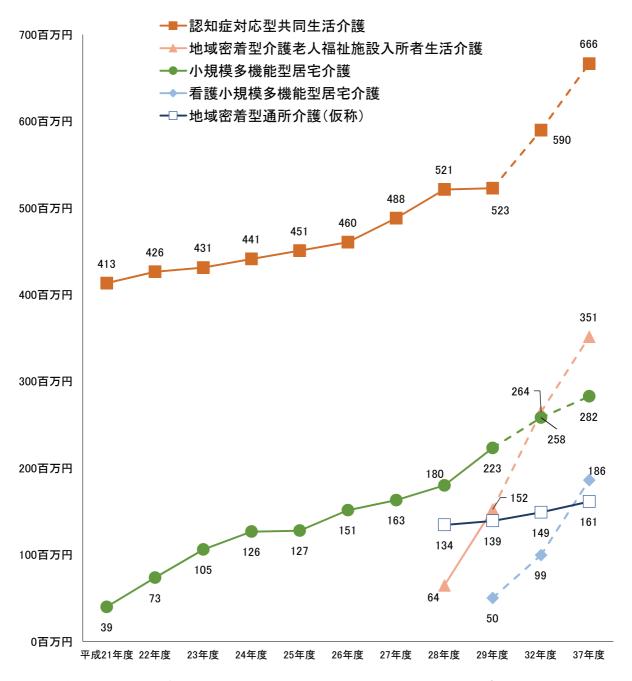
図表 38 給付費の推計(介護予防・日常生活支援総合事業)【再掲】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防給付	訪問介護(予防給付)	(千円)	57,924	58,972	31,176
	通所介護(予防給付)	(千円)	191,888	206,089	111,940
介護予防・日常生活支援総合事業		(千円)	0	0	181,000
合計		(千円)	249,812	265,061	324,116

## (3)地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービスについて,第5期計画以前のサービス給付の状況や今後の認定者数の推計,整備計画を基に,サービス利用者数及び給付費を推計しました。

図表 39 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス給付費の推計



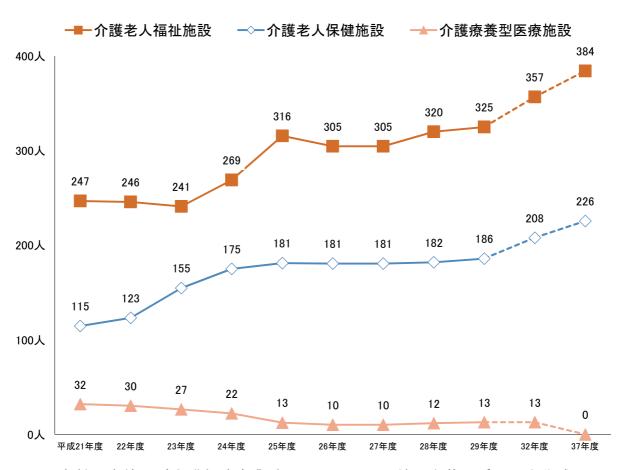
資料:実績及び介護保険事業計画ワークシート結果を基にグラフを作成

図表 40 地域密着型サービス

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(介護給付)	給付費(千円)	0	0	0
		人数(人)	0	0	0
認知症対応型通所介護	(予防給付)	給付費(千円)	0	0	0
		回数(回)	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0
	(介護給付)	給付費(千円)	0	0	0
		回数(回)	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	(予防給付)	給付費(千円)	5,970	7,940	8,117
		人数(人)	8	10	11
	(介護給付)	給付費(千円)	156,704	171,640	214,701
		人数(人)	67	72	88
認知症対応型共同生活介護	(予防給付)	給付費(千円)	12,041	12,018	12,018
		人数(人)	4	4	4
	(介護給付)	給付費(千円)	476,089	509,144	510,548
		人数(人)	168	179	179
介護予防地域密着型通所介護	(予防給付)	給付費(千円)		0	0
(仮称)		人数(人)		0	0
夜間対応型訪問介護	(介護給付)	給付費(千円)	0	0	0
		人数(人)	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介	(介護給付)	給付費(千円)	0	0	0
護		人数(人)	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所	(介護給付)	給付費(千円)	0	63,982	151,927
者生活介護		人数(人)	0	21	50
看護小規模多機能型居宅介護	(介護給付)	給付費(千円)	0	0	49,648
		人数(人)	0	0	20
地域密着型通所介護	(介護給付)	給付費(千円)		133,987	138,544
(仮称)		回数(回)		1,438.6	1,497.4
		人数(人)		124	131

## (4) 施設サービス

施設サービスについて、第5期計画以前のサービス給付の状況や今後の認定者数の推計を基に、サービス利用者数及び給付費を推計しました。



図表 41 施設サービス利用者数の推計

資料:実績及び介護保険事業計画ワークシート結果を基にグラフを作成

図表 42 施設サービス

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護老人福祉施設	給付費(千円)	974,214	987,634	1,002,937
	人数(人)	320	325	330
介護老人保健施設	給付費(千円)	569,681	579,978	598,256
	人数(人)	182	186	192
介護療養型医療施設	給付費(千円)	35,195	38,164	38,164
	人数(人)	12	13	13

#### (5) 地域支援事業費

任意事業

〇 その他の事業

○ 介護給付費適正化事業 ○ 家族介護支援事業

介護保険制度改正により、地域支援事業が充実、多様化し、構成が変 更されました。今後の事業展開に係る事業費を見込みました。

介護保険制度 〔現 行〕 — 〔制度改正後〕 介護給付 (要介護1~5) 介護給付(要介護1~5) 介護予防給付(要支援1・2) 訪問看護,福祉用具等 介護予防給付 ( 要支援1・2 ) 介護予防・日常生活支援総合事業 訪問介護, 通所介護 (要支援1~2, それ以外の者) 〇 介護予防・生活支援サービス事業 介護予防事業 訪問型サービス 〇 二次予防事業 通所型サービス ・生活支援サービス 〇 一次予防事業 ・介護予防支援事業 ( ケアマネジメント ) 地 〇 一般介護予防事業 地 包括的支援事業 包括的支援事業 域 域 〇 地域包括支援センターの運営 〇 地域包括支援センターの運営 ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援 業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援 支 (左記に加え、地域ケア会議の充実) 支 〇 在宅医療・介護連携推進事業 援 〇 生活支援体制整備事業 援 (コーディネーターの配置,協議体の設置等) 事 〇 認知症総合支援事業 事 (認知症初期集中支援チーム, 業 認知症地域支援推進員 等 )

任意事業

〇 介護給付費適正化事業

〇 家族介護支援事業

〇 その他の事業

図表 43 地域支援事業の構成

図表 44 地域支援事業の展開

_			
		平成27年度	高齢者の実態把握を行い、二次予防事業対象者を介護予防事業(柔
介	二次予防 事  業	平成28年度	運動事業, いきいき元気教室事業等)へ繋げる施策を展開します。
護予		平成29年度	
防事		平成27年度	いきいき百歳体操、いきいき講座、介護予防サポーターの養成によ
業	一次予防 事 業	平成28年度	り,元気高齢者を増やしていきます。
		平成29年度	_
介		平成27年度	_
護予	介護予防・	平成28年度	_
防·日常	生活支援サ 一ビス事業	平成29年度	介護予防給付による訪問介護,通所介護サービス利用者,チェックリストによる事業対象者に対し,事業としてのサービス提供を行っていきます。
生活士		平成27年度	_
支援総	一般介護	平成28年度	_
<sup>松</sup> 合 事業	予防事業	平成29年度	介護予防把握事業,介護予防普及啓発事業,地域介護予防活動支援事業,一般介護予防事業評価事業,地域リハビリテーション活動支援事業による高齢者全般に係る介護予防支援体制を構築します。
包括		平成27年度	介護予防ケアマネジメント事業,総合相談支援事業,権利擁護事業,包括的・継続的ケアマネジメント支援事業に加え,地域ケア会議の充実を行っていきます。 また,認知症施策,生活支援サービスへの連携体制を強化します。
5的支援事業	包括的 支援事業 (地域包括支援 センターの運営)	平成28年度	前年度の取り組みを継続実施していくとともに, 在宅医療・介護連携 推進事業への連携体制を強化します。
*		平成29年度	前年度の取り組みを継続実施していくとともに、介護予防・日常生活 支援総合事業への取り組みを強化します。

	在宅医療・	平成27年度	_
	介護連携	平成28年度	地域の医療・介護サービス資源を有効に活用しつつ、適切なサービスに繋ばる取り組みを実施します。
	推進事業	平成29年度	スに繋げる取り組みを実施します。 また、研修・普及啓発を行っていきます。
		平成27年度	協議体の設置を行うとともに、生活支援コーディネーターの配置に向けた取り組みを実施し、体制整備を行います。
包括	生活支援体 制整備事業	平成28年度	生活支援コーディネーター,協議体の連携により,資源開発や多様な 主体によるサービス提供ネットワークの強化を図っていきます。 また,圏域単位でコーディネート機能を担う体制整備を行います。
的支援		平成29年度	地域の支援ニーズとサービスのマッチング機能,関係者間のネット ワーク構築の強化を行います。
事 業		平成27年度	認知症地域支援推進員を設置し、認知症の人やその家族を支援する 相談業務等を行っていきます。 また、認知症初期集中支援チームの設置に向けた取り組みを実施し ます。
	認知症総合 支 援 事 業	平成28年度	認知症初期集中支援チームによる早期対応や適切な支援を行っていきます。 また、認知症地域支援推進員による医療・介護等の連携支援を強化します。
		平成29年度	前年度の取り組みを継続実施していくとともに、認知症初期集中支援 チームのチーム員の質の向上を図り、量の拡大を行っていきます。
		平成27年度	  主要5事業(要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等
	介護給付費 適正化事業	平成28年度	の点検・福祉用具購入・貸与調査、縦覧点検・医療情報との突合、介    護給付費通知)を実施するとともに、給付実績の活用、介護相談員の
		平成29年度	派遣による適正化を図ります。
任		平成27年度	
意事	家族介護 支援事業	平成28年度	重度介護者に対する介護用品負担軽減, 慰労金の支給を行うことに
業		平成29年度	
		平成27年度	成年後見制度利用支援、福祉用具・住宅改修支援、高齢者給食サー
	そ の 他 の 事 業	平成28年度	ビス, 高齢者ホームヘルパー派遣等の事業を行っていきます。 また, 制度改正に伴う他事業との整合を図り, 適切なサービスが提供
		平成29年度	できる体制を検討していきます。

図表 45 介護予防事業,介護予防・日常生活支援総合事業利用者数の見込み

	- <i>'u</i> , z lt	平成27年度	柔(やわら)運動事業:20人/年 いきいき元気教室事業:80人/年
介護	二次予防 事 業	平成28年度	柔(やわら)運動事業:30人/年 いきいき元気教室事業:100人/年
<b>砂</b>		平成29年度	_
防事業	.L = 01	平成27年度	いきいき百歳体操: 2,200人/年 いきいき講座: 1,600人/年 介護予防サポーターの養成: 30人/年
	一次予防 事 業	平成28年度	いきいき百歳体操: 2,450人/年 いきいき講座: 2,000人/年 介護予防サポーターの養成: 30人/年
		平成29年度	_
介 =#		平成27年度	
護予	介護予防•	平成28年度	
防・日常生	生活支援サービス事業	平成29年度	介護予防給付による訪問介護利用者相当: 127人/月 介護予防給付による通所介護利用者相当: 261人/月 チェックリストによる事業対象者: 50人/月
活		平成27年度	
生活支援	An A =#*	平成28年度	
総合事業	一般介護 予防事業	平成29年度	いきいき百歳体操:2,700人/年 介護予防把握事業による把握者数:20人/月 介護予防普及啓発事業対象者:高齢者全般(18,773人)

図表 46 地域支援事業費の見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
介護予防事業, 介護予防·日常生活支援総合事業	(千円)	50,000	60,000	181,000	291,000
包括的支援事業	(千円)	75,500	75,500	80,500	231,500
在宅医療・介護連携推進事業	(千円)	0	6,000	14,000	20,000
生活支援体制整備事業	(千円)	5,000	10,000	10,000	25,000
認知症総合支援事業	(千円)	2,500	4,000	6,000	12,500
任意事業	(千円)	14,500	14,500	14,500	43,500
	(千円)	147,500	170,000	306,000	623,500

## (6)標準給付費

高齢化の進展による自然増や介護報酬改定の影響等を踏まえて見込ん だ総給付費に、過去の実績から見込んだ特定入所者介護サービス費等、 高額介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費等、審査支払手数 料を合わせて、標準給付費を見込みました。

図表 47 標準給付費の見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
総給付費	(千円)	4,621,560	4,894,474	5,123,003	14,639,037
特定入所者介護サービス費等給付額	(千円)	145,352	147,589	160,759	453,700
高額介護サービス費等給付額	(千円)	73,915	79,081	84,607	237,603
高額医療合算介護サービス費等給付額	(千円)	15,091	16,747	18,586	50,424
算定対象審査支払手数料	(千円)	6,257	6,559	6,867	19,683
審査支払手数料支払件数	(件)	83,100	87,100	91,200	261,400
標準給付費見込額	(千円)	4,862,176	5,144,450	5,393,822	15,400,447

<sup>※</sup> 総給付費は一定以上所得者負担の調整後のもの

<sup>※</sup> 特定入所者介護サービス費等給付額は資産等勘案調整後のもの

<sup>※</sup> 千円未満の端数処理のため、計が一致しない場合がある(以下同じ)

# 4. 第1号被保険者の保険料

#### (1)介護保険の財源と保険料

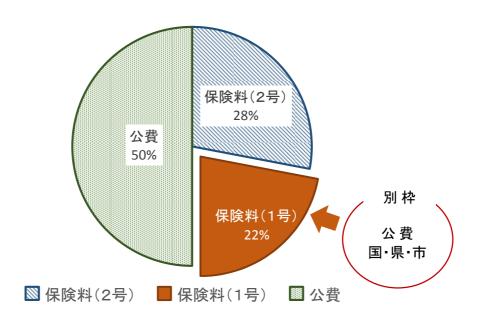
介護保険の財源は、半分が国・県・市によって公費負担され、残りの半分は被保険者が納める保険料で構成されています。保険料のうち、65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の第2号被保険者が納める負担割合は、全国ベースの人口比率によって定められますが、介護保険制度の改正により第1号被保険者の負担割合が、これまでの21%から22%へ変更されることになります。

また、今後の更なる高齢化に伴い、介護保険サービス給付費の増加や 保険料額の上昇が避けられない中で、介護保険制度を安定的に運営して いくために、保険料を負担し続けることができるような制度へ変えてい く必要があるとの考え方が国から示されました。

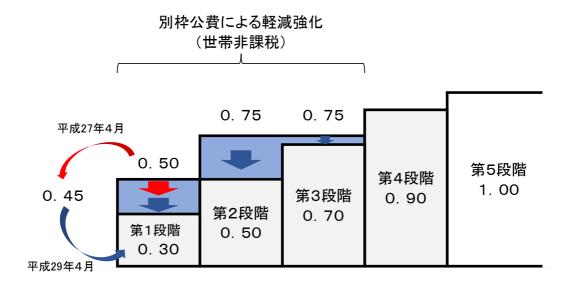
具体的には、保険料の所得段階について、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行うため、国の標準の所得設定がこれまでの6段階から9段階に見直されます。

さらに、住民税世帯非課税層の保険料負担を軽減するため、給付費の50%の公費負担とは別枠で消費税増税を財源とした公費が投入され、実質的な負担を減らす仕組みが設けられることになります。

図表 48 介護保険の財源内訳 (平成 27~29 年度)



図表 49 住民税世帯非課税層の保険料負担軽減強化策 (案)



## (2) 保険料収納必要額と保険料の基準額

第 1 号被保険者の保険料は、平成 27 年度から 29 年度までの第 1 号被保険者・要介護認定者数の見込み、標準給付費及び地域支援事業費の推計、国が示す保険料算定に必要な係数等を基に設定しました。

図表 50 保険料収納必要額と保険料の基準額

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
標準給付費見込額(A)	(千円)	4,862,176	5,144,450	5,393,822	15,400,447
地域支援事業費(B)	(千円)	147,500	170,000	306,000	623,500
第 1 号被保険者負担分相当額(C) (A + B) × 22%	(千円)	1,102,129	1,169,179	1,253,961	3,525,268
調整交付金相当額(D) A×5%	(千円)	243,109	257,222	269,691	770,022
調整交付金見込額(E)	(千円)	194,487	200,119	206,583	601,189
財政安定化基金拠出金見込額	(千円)				0
財政安定化基金償還金	(千円)	0	0	0	0
準備基金取崩額 (F)	(千円)				175,000
保険料収納必要額(G) C+D-E-F	(千円)				3,519,102
収納率(H)	(%)		98.5		
所得段階別加入割合補正後被保険者数(I)	(人)	18,760	19,150	19,347	57,257
保険料基準額(年間)(J) G÷H÷I	(円)				62,398
保険料基準額(月間) J÷12	(円)				5,200

第6期計画期間中の介護保険料基準額			
	年額	(円)	62,400
	月額	(円)	5,200

# (3) 第1号被保険者の所得段階別保険料

保険料については、被保険者の負担能力に応じた、細やかな段階の設 定を行いました。

第6期(平成27~29年度)における所得段階別の保険料(年額)は下記のとおりです。

図表 51 第1号被保険者の所得段階別保険料

段階	対 象 者	保険料率	保 険 料 (年額)
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税の方で、前年の合計所得金額 と課税年金収入金額の合計が80万円以下の方	0. 50	31,200 円
第2段階	世帯全員が住民税非課税の方で, 前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円を超え120万円 以下の方	0. 70	43,600 円
第3段階	世帯全員が住民税非課税の方で、第1段階・第2段階に 該当しない方	0. 75	46,800 円
第4段階	世帯の誰かが住民税課税だが、本人は住民税非課税で 前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が 80万円以下の方	0. 90	56,100 円
第5段階	世帯の誰かが住民税課税だが、本人は住民税非課税で 第4段階に該当しない方	1. 00	62,400 円 準額
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円 未満の方	1. 20	74,800 円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円 以上190万円未満の方	1. 30	81,100 円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円 以上290万円未満の方	1. 50	93,600 円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円 以上450万円未満の方	1. 70	106,000 円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が450万円 以上の方	1. 90	118,500 円

# 5. 制度を円滑に運営するための取り組み

#### (1)要介護認定の適正化

要介護(要支援)の認定は、介護保険法の定めにより、全国一律の基準に基づいて行われます。適正な要介護認定のためには、的確な訪問調査と適正な審査が必要です。認定調査員に対して十分な研修・指導を行うことで客観性・公平性を確保するとともに、介護認定審査会の三合議体による判定調整会議を開催し、判定結果の平準化を図ります。

## (2) 居宅介護支援事業者等の育成

居宅介護支援事業者及び、介護予防支援事業者のケアマネジャー等は、常に利用者の立場に立って、公正・誠実に、利用者が真に必要とするサービスを提案していくことが必要です。このため、ケアプラン点検や個別ケア会議、研修会等を実施し、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた支援を行うとともに、ケアマネジャー相互の情報・意見交換の場を設定し、情報の共有化に努めます。

## (3) 住宅改修等及び福祉用具購入・貸与の点検・調査

住宅改修については、受給者の状態に応じた適切な改修となるよう、 理由書や工事見積書等により改修内容を確認するとともに、疑義のある 場合には、現地確認等により施工状況を検査します。

また、福祉用具利用者に対しては、福祉用具の使用頻度や利用状況を 調査することで、受給者の身体の状態に応じて、真に必要な福祉用具の 利用を勧めます。

## (4)介護給付費通知

介護予防サービス・介護サービスを利用している人に対して介護サービス費用額等を記載した通知を送付し、自らが受けているサービスを改めて確認いただき、コスト意識の啓発と不正請求の発見を促します。

#### (5) 縦覧点検・医療情報との突合

受給者ごとの介護報酬支払状況(請求明細書内容)や後期高齢者医療・ 国民健康保険の入院情報と介護保険の給付状況を突合し、提供されたサービスの妥当性、算定日数等の確認を行い、請求内容の誤りを早期に発見することで、介護給付の適正化を図ります。

縦覧点検や医療情報との突合は、費用対効果が大きいことから、国民健康保険団体連合会への委託や、活用頻度の高い帳票の点検により、効率的な作業に努めます。

#### (6) 給付実績の活用

国民健康保険団体連合会の実施する審査支払い結果から得られる給付 実績を活用して不適切な給付を発見し、適正なサービス提供と介護費用 効率化の指導を行うことで、事業者の育成を図ります。

#### (7)介護相談員派遣事業の充実

介護相談員が、サービス提供の場を訪問して利用者等の話を聞いたり、相談に応じることで、利用者の不満や疑問にきめ細かく対応し、苦情に至る事態を未然に防止します。また、研修会や情報交換会等への参加、介護相談員連絡会議での事例検討を通じて、介護相談員の資質向上を図ります。

## (8) 低所得者への配慮等

低所得者に対する介護保険料上昇の影響を軽減するため, 低所得者の保 険料軽減割合を拡大します。

また、利用者負担についても、高額介護サービス費等の支給や特定入所 者介護サービス費の負担軽減を図るとともに、費用負担の公平化に向け て、所得や資産のある高齢者の利用者負担の見直しを図ります。

## (9)介護保険サービス事業者の指定・指導

地域密着型サービスの適正な運営を確保するため,サービスの運営や 内容について適正な審査を行い,地域密着型サービス運営委員会におい て審議を諮った上で,指定を行います。

また,介護保険サービス事業者に対する指導を強化し,利用者が安心 してサービスを受けられる体制の確保に努めます。